

---

# AMT/NEWSLETTER

## Corporate

---

2025 年 10 月 22 日

※本ニュースレターの内容は商事法務ポータルにも掲載しています。  
掲載ページ URL: [https://portal.shojihomu.jp/kaisha\\_sokusho](https://portal.shojihomu.jp/kaisha_sokusho)

### 会社法改正の最新動向

#### —法制審議会会社法制部会第3回 議事詳細—

弁護士 坂本 佳隆 / 弁護士 野村 直弘 / 弁護士 浦地 智暉

#### Contents

---

#### I. 第3回会議の概要

1. 議事の概要
2. 部会資料の概要
3. 参考資料の概要

#### II. バーチャル株主総会およびバーチャル社債権者集会

1. 実施要件
2. 実施する際の手続等
3. 株主総会決議取消しの訴えの特則
4. 株主総会の延期または続行
5. その他の規律
6. 規律の適用対象となる株式会社の範囲および株主総会の類型
7. バーチャル社債権者集会

#### III. 実質株主確認制度

1. 制度の趣旨
2. 制度の基本的な枠組み

#### IV. 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

1. 書面交付請求制度
2. 書面による議決権の行使
3. 株主総会の招集の電磁的方法による通知

#### V. 次回以降の会議の見通し

## I. 第 3 回会議の開催

### 1. 議事の概要

2025 年 6 月 25 日、法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会の第 3 回会議が開催された<sup>1</sup>。

第 3 回会議の議題は、株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討である。「部会資料 3」に基づき、①バーチャル株主総会およびバーチャル社債権者集会、②実質株主確認制度、③株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項について審議された。

以下、特に断りのない限り、条文番号は会社法のそれを指す。

### 2. 部会資料の概要

「部会資料 3」は、「株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討(1)」と題して、上記 1.の①～③につき、論点を問題提起した上で、補足説明を記載している。その内容および委員・幹事から示された意見の概要は、後記Ⅱ～Ⅳで紹介する。

### 3. 参考資料の概要

第 3 回会議には 5 つの参考資料が提出された。

「参考資料 5」では、実質株主確認制度に関して、発行会社、仲介機関、投資家等の実務関係者から成る検討会(法務省もオブザーバーとして参加)の会合で提示された主な論点が整理されている。

「参考資料 6」では、(i)実質株主確認制度、(ii)バーチャルオンリー株主総会<sup>2</sup>および(iii)書面交付請求制度について、経済産業省が期待する検討の方向性が示されている。同じく経済産業省による「参考資料 7」では、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)により会社法の特例として認められているバーチャルオンリー株主総会の制度、開催状況等が整理されている。

「参考資料 8」では、一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)が主要な会員企業を対象として実施した書面交付請求制度に関する実態調査の回答結果が整理されている。

「参考資料 9」では、三菱 UFJ 信託銀行株式会社が証券代行業務を受託している上場企業を中心とした書面交付請求率や電子投票採用企業の推移等が整理されている。

## II. バーチャル株主総会およびバーチャル社債権者集会

現行の会社法では、株主総会を招集するには「場所」を定める必要があり(298 条 1 項 1 号)、バーチャルオンリー株主総会の実施は認められないと解されている。産競法 66 条は、一定の要件を満たし、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた上場会社について、バーチャルオンリー株主総会を実施することができる旨の特例を定めるが、この特例によることができない場合でもバーチャルオンリー株主総会を実施するニーズがあるとの指摘がある。また、社債権者集会についても、その招集に当たって「場所」を定める必要があり(719 条 1 号)、産競法の規定のような特例はない。

こうした状況を踏まえ、表 1 に掲げる事項が主に検討された。

---

<sup>1</sup> [https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001\\_00294.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00294.html)(2025 年 10 月 1 日最終閲覧)

<sup>2</sup> 場所の定めのない株主総会をいう。

(表 1)バーチャル株主総会およびバーチャル社債権者集会に関する検討事項

|                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1. 実施要件</b>                                                                                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>定款の定め</li> <li>株主総会の議事を適正かつ確実に行うために必要な措置として、通信障害対策に関する措置および即時性・双方向性の確保</li> <li>デジタルデバイドの株主<sup>3</sup>の利益を確保するための措置</li> </ul>              |
| <b>2. 実施する際の手続等</b>                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>招集の決定事項および招集の通知事項</li> <li>議事録の記載事項</li> <li>通信記録等の保存</li> </ul>                                                                             |
| <b>3. 株主総会決議取消しの訴えの特則</b>                                                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>通信障害により株主総会の決議の方法が法令または定款に違反した場合には、株式会社の故意または重大な過失によって当該障害が生じたときに限り、株主総会の決議取消事由となる旨の規律を設けることの是非</li> </ul>                                   |
| <b>4. 株主総会の延期または続行</b>                                                                                                                                                              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期または続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、298条・299条の規定は適用しない旨の規律を設けることの是非</li> </ul> |
| <b>5. その他の規律</b>                                                                                                                                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>株主に対して、場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることの是非</li> </ul>                                                                                                |
| <b>6. 適用対象となる株式会社の範囲および株主総会の類型</b>                                                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>非上場会社を含むすべての株式会社を対象とすることの是非</li> <li>ハイブリッド出席型バーチャル株主総会<sup>4</sup>およびハイブリッド参加型バーチャル株主総会<sup>5</sup>についても併せて規律することが望ましい事項</li> </ul>         |
| <b>7. バーチャル社債権者集会</b>                                                                                                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>実施要件</li> <li>実施する際の手続等</li> <li>社債権者集会の決議の不認可の特則</li> <li>社債権者集会の延期または続行</li> </ul>                                                         |

## 1. 実施要件

### (1) 定款の定め

バーチャル株主総会の実施要件として、産競法と同様に、定款の定めを要することとすべきかについては、自然災害やパンデミック等の緊急時にも実施できる余地を確保すべく、定款の定めは不要でよいとの意見もみられた。

<sup>3</sup> ここでは、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主を指す。

<sup>4</sup> 物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会をいう。

<sup>5</sup> 物理的な場所における株主総会の開催に加え、株主総会の場所にいない株主が、株主総会に出席せずに、インターネット等の通信方法を用いて株主総会の議事を傍聴することができる株主総会をいう。

しかし、平時に定款を変更しておけば足りることに加え、バーチャルオンリー株主総会では議事が経営陣・執行側に都合のよいように進められるなどして株主の権利が不当に制約されるのではないかと懸念する株主や、会場での出席を重視する投資家も少なからずいること等から、定款の定めを必要とすべきとの意見が多くを占めた。

## (2) 株主総会の議事を適正かつ確実に行うために必要な措置

### ① 通信障害対策に関する措置

通信障害対策に関する措置は、これを実施要件にすると、当該措置を講じなかったことのみで株主総会決議取消事由となり法的安定性を害するとして、実施要件とせず、当該措置を講じていれば決議取消事由にならないというセーフハーバールールを設ければよいとの意見もみられた。

一方で、当該措置を実施要件とした上で、当該措置を講じなくても通信障害等が顕在化しなければ(決議取消事由にはなるが)裁量棄却される(831条2項参照)と解すればよいとの意見もみられた。実際に通信障害等が顕在化しない限り決議を取り消す必要はないという点に異論はないようであり、条文上の整理の問題であると考えられる。

### ② 即時性・双方向性の確保

即時性・双方向性の確保は、これを実施要件にすると、現状のハイブリッド型のバーチャル株主総会において、個人情報や人権侵害に関する発言がなされた場合に備えて一定のタイムラグをもって配信している企業の取扱いが許容されるかについて疑義が生じることや、このような要件は産競法にはないこと等から、実施要件とすることに否定的な意見もみられた。

一方で、およそ即時性のない議事運営を防止し、株主の懸念を払拭できることや、合理的な理由のある相当程度のタイムラグは許容されると解することはでき、条文の文言を工夫する余地もあること等から、厳しい要件でなくとも、最低限の規律を設けたほうがよいとの意見が多くみられた。送受信の多少のタイムラグを直ちに問題視する趣旨ではない点に異論はないようであり、「即時」の意味を含めて文言の規定の仕方に対応できるものとも考えられる。

この議論に関しては、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 双方向性が株主と役員のための通信を前提としているならば、会場で開催する場合とはかなり異なるため、適切な運営を確保するため、総会検査役の確認を必要とすることや、株主がテキストで質問・動議を入力した場合にその数をシステム上で他の株主にも分かるようにすることも考えられる(豊田委員)。
- ◆ この要件に関して、「部会資料 3」では、「議事に係る情報を、相互に、かつ即時に提供することができる」という文言が提示されているが、他の株主の反応や他の株主と会社側のやり取り等も無制限に「議事に係る情報」に含まれると問題があるため、より適切な文言に変えるなどの対応が必要である(藤田委員)。

## (3) デジタルデバイドの株主の利益を確保するための措置

デジタルデバイドの株主の利益を確保するための措置を実施要件とすべきかについて、特に、書面による議決権の行使が認められることのみでこの要件を満たすこととしてよいかが議論された。

株主にも権利行使のために一定の努力を要求してよいことや、バーチャルオンリー株主総会の健全な利用を阻害しないという観点も軽視できないこと等から、書面投票または電子投票による事前の議決権行使を確保しておけば、この要件を満たすこととしてよいとの意見が多くみられた。一方で、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 仮に書面交付請求制度を廃止するならば(後記IV 1.参照)、デジタルデバイドの問題について一定の政策判断を

することになるため、上記の措置を要求することがそれと整合するののかという点で潜在的な影響があることに留意する必要がある(藤田委員)。

## 2. 実施する際の手続等

### (1) 招集の決定事項および通知事項

バーチャルオンリー株主総会を開催する場合の招集の決定・通知事項に一定の事項を加えるべきかが議論され、以下のような指摘がなされた。

- ◆ 「部会資料3」では、株主が書面投票や電子投票をした場合で、「当該株主が株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱い」という事項を加える案が提示されているが、当日オンラインでアクセスした株主が実際に議決権を行使した場合はそれを事前の議決権行使より優先させ、アクセスしても議決権を行使しない場合は事前の議決権行使を有効として維持する旨を規定しておくほうが適切であるとも考えられ(白井幹事)、システム上、投票できない「傍聴」というログイン方法を用意することでも対応できる(藤田委員)。

### (2) 通信記録等の保存

バーチャルオンリー株主総会の議事における一定の通信記録等の保存を会社に義務付けるべきとの意見が多くみられ、これに違反しても決議取消事由にはならないものとすべきとの指摘もなされた。

また、この通信記録等について株主の閲覧謄写請求を認めると、会社は膨大な情報の開示を要求されて過度な負担となるとの指摘もなされたが、会社が通信状況を含めて全くデータがない状態を作り出し、あるいは事後的に争いようもない状態を作り出すことは適切でないこと等から、株主に一定のアクセスを認めるべきとの意見が多くみられた。もっとも、プライバシーへの配慮も踏まえて要件を検討すべきとの指摘(久保田委員、行岡幹事)もなされた。

## 3. 株主総会決議取消しの訴えの特則

表1の3記載のようなセーフハーバールールを設けるべきかについて、導入自体には賛成する意見が多く、異論はみられなかったが、具体的な内容については以下のような指摘もなされた。

- ◆ 会社の故意または重大な過失によらずに通信障害が発生して、株主総会の当日に株主が議決権を行使できず、事前の書面投票や電子投票を合わせても定足数を満たさない場合は、それにもかかわらず議長が決議の成立を宣言すれば309条違反であり、これはセーフハーバーの問題ではないため、区別して論じる必要がある(北村委員、行岡幹事、藤田委員)。
- ◆ 通信障害が決議の結果に影響を及ぼさないことをセーフハーバールールの適用要件とするべきである(田中委員、豊田委員)。
- ◆ 会社が通信障害の発生を認識した後にどのような対応をとれば決議の効力が否定されなくなるのかを明らかにしておくことが重要である(加藤幹事)。

## 4. 株主総会の延期または続行

表1の4記載のような規律を設けるべきかについては、現行法下において、学説上も、延期・続行の決定自体を議長に

一任できるとは解されていないこと等を踏まえ、産競法と同様の明文規定を設けることに賛成する意見がみられた。

## 5. その他の規律

デジタルデバイドの株主の利益に対する配慮の観点から、株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めるべきかについては、これを認めると、会社は会場を用意する必要が生じ、バーチャルオンリー株主総会を認める趣旨に反すること等から、このような開催請求権を認める必要はないとの意見のほうが多くみられた。もっとも、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 特にプロキシファイトが行われるような争いのある株主総会については、会場を設けるよう請求できる規律にすることも考えられ、その場合は、会社が急に会場を用意することが困難であることも踏まえ、一定の期間の延期を認めるという手当てもあり得る(豊田委員)。
- ◆ 場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めるか否かは、会社が招集する株主総会ではなく、少数株主が株主総会の招集を請求する場合(297条)に問題となり得る(加藤幹事)。

## 6. 規律の適用対象となる株式会社の範囲および株主総会の類型

バーチャルオンリー株主総会は、上場会社だけでなく非上場会社にもニーズがあると考えられることから、非上場会社を含めたすべての株式会社を適用対象とすべきとの意見が複数みられた。

一方で、バーチャルオンリー株主総会の規律をハイブリッド型のバーチャル株主総会にも及ぼすべきかという点については、現行法でもハイブリッド型のバーチャル株主総会は開催でき、新たな規律を設けると柔軟な運営が妨げられるとして、会社法に規定を設ける必要はないとの指摘もなされたが、一部を除いて同様の規律を設けておくべきとの意見もみられた。もっとも、以下のような指摘もなされた。

- ◆ ハイブリッド型では対面出席の機会が保障されるため、その機会がないバーチャルオンリー株主総会の厳しい規律がそのままでは妥当しないのは当然であり、両者の要件を揃えると、現在よりもハイブリッド型を規制することになりかねない点に留意する必要がある(藤田委員)。

## 7. バーチャル社債権者集会

バーチャルオンリー社債権者集会<sup>6</sup>の実施要件として、社債の募集事項にバーチャルオンリー社債権者集会を実施することができる旨の定めがあることを必要とすべきかが議論された。改正時に発行済みの社債についてはその開催が選択できなくなることや、決議の認可において不公正か否かを考慮すればよいこと等から、当該定めは不要としてよいとの指摘もなされた。しかし、法改正に伴う経過措置を規定すればよいことや、募集事項における選択に委ねるほうが妥当で、実務上の支障もあまり想定されないこと等を踏まえ、当該定めを必要とすべきとの意見のほうが多くみられた。

また、社債権者集会の決議の不認可事由として、上記 3.と同様のセーフハーバールールを設けることに賛成する意見が多くみられた。一方で、社債権者集会の決議の認可の手続は当事者の対立構造ではないため、故意または重大な過失を誰が立証するのか明らかではなく、認可までの時間もかかるおそれがあり、実務上ワークしにくいとの指摘(矢野幹事)もなされた。

以上のほか、社債、株式等の振替に関する法律 86 条で、振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには書面による証明書の提示が求められているという規律については、これを見直すとしても、単にこの証明書をデジタル化すれば足りるのか、それをバーチャルオンリー社債権者集会だけでなく場所の定めのある社債権者集会にも

---

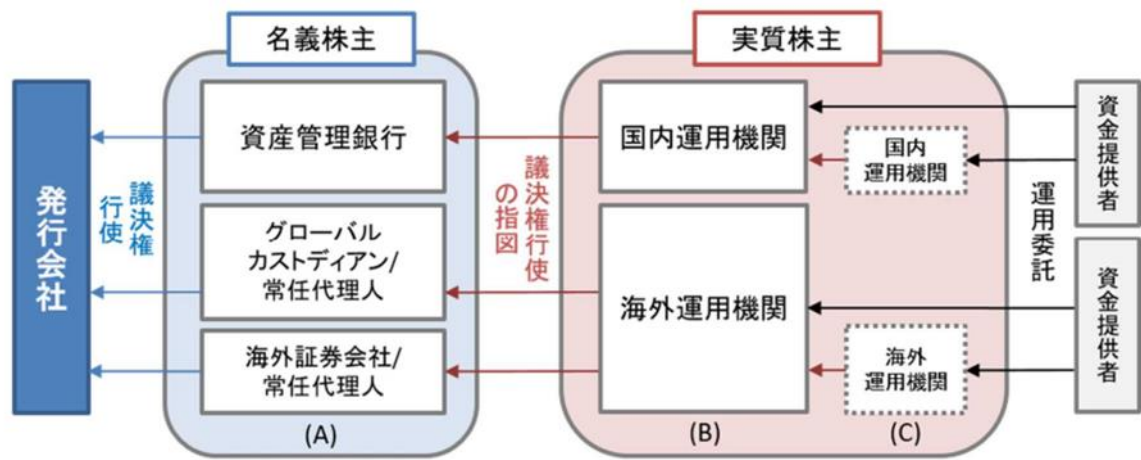
<sup>6</sup> 場所の定めのない社債権者集会をいう。

認めるべきではないかという点も検討する必要があるとの指摘(加藤幹事)がなされた。

III. 実質株主確認制度

現行法上、金融商品取引法に基づく大量保有報告制度の適用対象となる場合を除き、株式会社や他の株主が、株主名簿に記載・記録された株主(名義株主)の背後に存在するいわゆる実質株主(株式の議決権行使に係る指図権、処分権限等を有する者)を確認できる制度は存在しない。近年、株式会社が株主との間で建設的な対話を行う重要性が指摘されている一方で、実質株主を特定できないことが建設的な対話の支障となっているとの指摘もある。ここでは、株式の保管や管理を資産管理銀行、グローバルカストディアン等に委託し、自らは実質株主となる機関投資家の存在が特に念頭に置かれている(下図参照)。また、株式会社の支配権争いの場面では、実質株主を確認する要請が強いとの指摘もある。

(図)実質株主となる機関投資家の構造



(出典)「部会資料 3」17 頁

こうした状況を踏まえ、実質株主確認制度を創設することについて、表 2 に掲げる事項が主に検討された(もともと、第 3 回会議では、表 2 の 3.はほとんど議論されなかった。)

(表 2)実質株主確認制度に関する検討事項

|                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------|
| 1. 制度の趣旨                                                             |
| ① 株式会社と株主との間の建設的な対話の促進                                               |
| ② 経営判断における重要な判断材料の収集による株主の共同の利益の保護                                   |
| ③ 株式会社の支配に関する重要な情報の把握および開示                                           |
| 2. 制度の基本的な枠組み                                                        |
| ・ 制度の適用対象となる株式会社の範囲                                                  |
| ・ 実質株主の意義                                                            |
| ・ 株式会社が請求することができる実質株主に関する情報の範囲                                       |
| ・ 株式会社が実質株主を確認する仕組み                                                  |
| <実効性を確保するための規律>                                                      |
| 【A 案】株式会社から情報提供の請求を受けた名義株主等が、情報の提供をせず、または虚偽の情報を提供した場合には、過料の制裁の対象とする。 |
| 【B 案】株式会社から情報提供の請求を受けた名義株主等が、情報の提供をせず、または虚偽の情報を提供した場                 |

合には、(一定の実体的または手続的な要件を付して)その議決権の停止を当該会社に認める。

【C 案】議決権行使に係る指図権を有する議決権の数が一定割合以上となった実質株主(特定実質株主)は、その素性を株式会社に通知する義務を負い、この情報の提供を怠った場合は、その議決権の停止を当該会社に認める。

### 3. その他の論点

- 株主の請求権の有無
- 実質株主の権利
- 費用負担者
- 国際私法上の整理
- 実務運用の在り方

## 1. 制度の趣旨

「部会資料 3」では、実質株主確認制度の趣旨として、表 2 の 1.記載の趣旨①～③が提示されている。

いずれを中心として議論していくかについては、趣旨①を支持する意見(齊藤委員、藤井委員、野崎幹事)、趣旨②を支持する意見(久保田委員)、趣旨③を支持する意見(富田委員)がそれぞれ示され、また、これら 3 つの趣旨がいずれも当てはまるとの意見(内田委員)もみられた。

## 2. 制度の基本的な枠組み

### (1) 制度の適用対象となる株式会社の範囲

実質株主確認制度は、非上場会社では利用のニーズは高いといえず、実効性を確保するための規律(後記(3)参照)として議決権の停止を認める場合は濫用の危険もあり得ること等から、適用対象は上場会社に限定してよいとの意見が多くみられた。

### (2) 実質株主の意義

「部会資料 3」では、実質株主の意義を「株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者」とする案が提示されたが、以下のような指摘がなされた。

- ◆ 上記の趣旨①を前提とすれば、基本的には、カストディアンの背後にいる指図権者を把握できればよいと考えられる(松尾幹事、藤井委員)。
- ◆ 実質株主の意義を指図権者に限定すると、素性のよく分からない会社が実質株主として開示されるだけになりかねないのであり、上記の趣旨②・③まで考慮する場合は、実質的な共同保有者等に広げないと制度趣旨が達成されない(久保田委員、齊藤委員)。
- ◆ 主に、(a)議決権行使について実質的な決定権限を有する者まで遡って開示させるべきという考え方と、(b)いわばカストディアン背後にいる者を開示させるべきという考え方の 2 つがあり得るところ、(a)であれば実質株主側から情報を開示させ、(b)であれば名義株主からカストディ・チェーンを遡って情報を収集させるアプローチが適格的といえる(行岡幹事)。

### (3) 実効性を確保するための規律

「部会資料 3」では、実効性を確保するための規律として、表 2 の 2.記載の A 案～C 案が提示されている。

これらについて、A 案を支持する意見(臼井委員、藤井委員、北村委員)、B 案を支持する意見(仁分委員ほか)、C 案を支持する意見(森委員ほか)がそれぞれ示されたが、制度の趣旨(上記 1.)をどう理解するかの違いに連動している。複数の案を組み合わせるものとして、(i)B 案と C 案を併存させること(久保田委員)、(ii)上記の趣旨①と A 案を結び付けた制度とは別に、趣旨③と C 案を結び付けた制度も用意すること(松尾幹事)、(iii)A 案をベースにし、支配権争いがあるような場面で、株式を買い集めていると思われる者の具体的な素性を把握する目的で C 案を併用できる制度とすること(田中委員)等が提案された。

また、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 議決権の停止という効果を認める場合、株主がそれを争う手法も明確にしておかなければ、濫用の可能性を払拭できない(松中幹事)。
- ◆ 議決権の停止をすべきなのにしなかった場合や、しなくてよいのにしてしまった場合に、どのような効果が生じるのかという問題もある(北村委員)。
- ◆ 名義株主が単なる事務処理の誤りにより正確な情報を回答できなかった場合にまで過料や議決権停止の制裁の対象とすべきかについては、慎重に検討する必要がある(仁分委員、藤井委員)。

## IV. 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

社会のデジタル化の進展を踏まえ、表 3 に掲げる事項が主に検討された。

(表 3) 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項の概要

| 1. 書面交付請求制度                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>株主総会資料の電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主は、株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができ、取締役は、電子提供措置をとる場合には、書面交付請求をした株主に対し、電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならないという書面交付請求制度(325 条の 5 第 1 項・2 項)の見直し</li></ul> <p>→書面交付請求の行使比率は低水準にとどまっているとの評価もあり得るなかで、同制度の廃止や同制度に代わる措置を設けることの是非</p> |
| 2. 書面による議決権の行使                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>株主の数が 1,000 人以上である場合には株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることを義務付ける旨の規律(298 条 2 項)の見直し</li></ul> <p>→電磁的方法による議決権の行使を原則的な取扱いとする制度に改めることの是非</p>                                                                                                                |
| 3. 株主総会の招集の電磁的方法による通知                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <ul style="list-style-type: none"><li>株主総会の招集を電磁的方法により通知するために株主の承諾を必要とする旨の規律(299 条 2 項・3 項)の見直し</li></ul> <p>→株式会社が株主の個別の承諾を得ることは煩雑であり、実務上、電磁的方法による通知の普及が進んでいないが、その普及につながる仕組みに改めることの是非</p>                                                                                                     |

## 1. 書面交付請求制度

書面交付請求をした株主は現状で少数にとどまる一方で、企業には印刷の発注を含めて書面の用意の負担が生じていることを踏まえ、書面交付請求制度を一定の経過期間を設けて、または速やかに廃止してよいとの意見が複数みられた。その一方で、現状ではフルセットデリバリーをしている会社も多く、制度の廃止を決断できるほどの立法事実は蓄積されていないため時期尚早であるとの指摘(矢野幹事)もなされた。

## 2. 書面による議決権の行使

上場会社では書面投票よりも電子投票が一般的になりつつあることを踏まえ、電子投票を前提とする制度に改めてよいとの意見が複数みられたが、バーチャルオンリー株主総会におけるデジタルデバイドの株主に対する措置(上記Ⅱ 1.(3)参照)との整合性を考慮する必要があるとの指摘(矢野幹事ほか)もなされた。

## 3. 株主総会の招集の電磁的方法による通知

上場会社では、振替口座簿に住所と同様にメールアドレスを任意で記録し、総株主通知を株主名簿管理人が受けて株主名簿に記載するというスキームもあり得ること等から、電磁的方法による招集通知を利用しやすい要件に変更することを支持する意見が複数みられた。

## V. 次回以降の会議の見通し

第3回会議では、「部会資料3」に記載された検討事項について議論されたが、株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項(上記Ⅳ)については、審議時間が足りなくなったことから、第4回会議の冒頭でも取り上げることとなった。

なお、第4回会議は2025年7月30日に開催された。当該会議の「詳解」も追って配信する予定である。

以 上

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 坂本 佳隆 ([yoshitaka.sakamoto@amt-law.com](mailto:yoshitaka.sakamoto@amt-law.com))  
弁護士 野村 直弘 ([naohiro.nomura@amt-law.com](mailto:naohiro.nomura@amt-law.com))  
弁護士 浦地 智暉 ([tomoki.uraji@amt-law.com](mailto:tomoki.uraji@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。